

要望等に対する回答について

要望年月日：令和7年6月26日

要望団体名：全日本建設交運一般労働組合全国ダンプ部会東北ダンプ支部

※「県政への反映区分」については、別紙のとおり。

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
1 ダンプカーの運賃改善について	御要望のありました工事費の支払額については、当事者同士による契約行為の中で合意形成が図られるものと考えています。 また、公共土木工事の設計積算については、国の基準と同様である県の積算基準に基づき、適切に行っているところです。 技能労働者の適切な賃金水準の確保については、建設業の担い手確保の観点からも重要であることから、建設業団体に対して国から文書で要請がなされているほか、県から各市町村に対し、周知を図っているところです。	A
2 過積載防止のための資材購入業者に対する指導について	御要望のありました工事費の支払額については、当事者同士による契約行為の中で合意形成が図られるものと考えています。 なお、県では、特記仕様書において積載超過防止対策を規定しており、過積載を行っていると認められる資材納入業者から、資材を購入しないこととしています。	B
3 建設残土の適切な処分について	盛土規制法と併せて施行された「改正資源有効利用促進法省令」(令和4年政令第294号)に基づき、令和6年6月から、元請業者の最終搬出先までの確認が義務付けられています。(A) 建設残土の処分に必要な経費については、国の基準と同様の県の積算基準に基づき、適切に計上しているところです。(B)	A : 1 B : 1
4 ダンプ規制法(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法)第12条に規定する団体加入者の使用の徹底等について	契約図書である特記仕様書の積載超過防止対策の条項において、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること」と明記しており、受注者に趣旨の周知を図っているところです。(A) 総合評価方式の入札における加点対象項目として、「ダンプ規制法第12条団体に対する優先使用措置を取っていること」を加えることについては、国や他県の動向を注視していきます。(C)	A : 1 C : 1

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
5 過積載防止装置の 開発推進と装着の義 務付け及び背番号を 表示しないダンプや さし枠装着ダンプの 排除について	重量リミッターの開発と装着義務付けについては、交通安全や環境対策の観点からも重要と認識していることから、必要に応じ、機会を捉え、国や関係機関に対して要望の趣旨を伝えていきます。(B) 年4回実施している過積載防止現場総点検において、背番号表示の有無やさし枠装着ダンプの有無について、点検を行っているところです。(A)	A : 1 B : 1
6 下請業者等による 建設業退職金共済証 紙の確実な貼付及び 一人親方の労災保険 特別加入の推進指導 等について	県では、建設業退職金共済制度について、受注者に対して掛金収納書を提出させるとともに、下請企業を含め、共済証紙が必要な労働者に適切に配付されているかを確認するため、受払簿の確認を行っているところです。(A) いわゆる「一人親方」の労災保険特別加入の推進については、令和2年3月に策定した「岩手県における建設工事従事者の安全及び健康確保に関する計画」に基づき、引き続き、関係機関と連携し、元請負人等に対する周知を図っていきます。(A)	A : 2

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの (2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの (3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの (4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの (5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの (6) その他、上記に類するもの ※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。
実現に向けて努力しているもの	B	(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの (例)・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの (2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの (3) その他、上記に類するもの
当面は実現できないもの	C	(1) 現時点では、実現することが難しいもの (2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの (3) その他、上記に類するもの
実現が極めて困難なもの	D	(1) 県の行政には馴染まないもの (2) 実現が極めて困難なもの (3) その他、上記に類するもの
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類